

五

731

内閣閣甲第三二二號

昭和十七年七月二十八日

内閣書記官長 星野直樹



情報局總裁 谷正之殿

大政翼賛會及關係諸團體ノ地方機構ノ調整ニ關スル件別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候



512

一 概要

大政翼賛會及關係諸團體ノ地方機構ノ調整ニ關スル件

(一) 大政翼賛會ノ傘下ニ收メラレタル各團體ノ道府縣組織ハ其ノ組織ヲ存續シツツ大政翼賛會道府縣支部ノ傘下ニ入ルモノトス

(二) 各團體ノ事務局ハ之ヲ存置スルモ大政翼賛會道府縣支部事務局ヲ中樞トシテ緊密ナル連絡統制ヲ圖ルモノトス

(三) 海報ニ就テハ別途考慮ス

二 豫算

(一) 各團體ニ對スル道府縣ノ補助金並ニ道府縣豫算中各團體ヲシテ實施セシムル事業費ニ關シテハ六月二十三日閣議決定ニ依ル

(二) 各團體ニ對スル當該團體中央部ノ補助金ニ對シテハ従前通りトス

三 人事

(一) 各團體ノ幹部ノ委嘱、解嘱、任免ハ大政翼賛會總裁ノ行フモノヲ除キ大政翼賛會道府縣支部長之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル團體ニ就テハ此ノ限りニ非ズ

(一) 大政翼贊會道府縣支部ト傘下各團體トノ間ニ人事ノ兼務並ニ交流ヲ行ヒ常時連絡ヲ緊密ナラシムルモノトス

地方統制委員會

(二) 大政翼贊會道府縣支部ニ地方統制委員會ヲ設ク

(三) 地方統制委員會ハ大政翼贊會道府縣支部長ニ直屬シ支部關係諸團體ノ統制運営ニ關スル事項ヲ審議ス

(四) 地方統制委員會ハ道府縣關係部長、大政翼贊會支部首腦役員、道府縣翼贊壯年團本部長、關係各團體ノ民間側首腦者其ノ他大政翼贊會道府縣支部長ニ於テ必要ト認ムル者ヲ以テ組織ス

(五) 地方統制委員會ノ委員長ハ大政翼贊會道府縣支部長之ニ當ル

(六) 統制委員會ニ幹事ヲ設ク

幹事ハ道府縣關係課長、大政翼贊會道府縣支部關係職員及各團體關係職員ヲ以テ之ニ充ツ

(七) 幹事長ハ大政翼贊會道府縣支部事務局部長ノ一人ヲ以テ之ニ充ツ

(八) 幹事ハ統制委員會ニ附議スベキ事項ヲ調査立案ス

供覽

供覽後各部長へ同覽

内閣閣甲第一四四號

昭和十八年五月十八日

内閣書記官長 星野直樹

總裁
長

情報局總裁 天羽英二殿

興亞運動強化ニ關スル件

標記ノ件本日別紙ノ通閣議決定相成候

第3号
18.5.20
情報局

五二